

自己点検・評価報告書

令和4年3月31日



目 次

■大学評価（認証評価）結果で附された意見等への対応	進捗管理表	p.2
■本文		
序章		p.3
基準 1	理念・目的	p.4
基準 2	内部質保証	p.4
基準 3	教育研究組織	p.8
基準 4	教育課程・学習成果	p.8
基準 5	学生の受け入れ	p.13
基準 6	教員・教員組織	p.15
基準 7	学生支援	p.18
基準 8	教育研究等環境	p.19
基準 9	社会連携・社会貢献	p.19
基準 10	大学運営・財務	p.20

大学評価(認証評価)結果で附された意見等への対応 進捗管理表				
No.	基準	指摘内容(要約)	担当部署	進捗
1	内部質保証	内部質保証の手続(ホームページ公表済)の文言修正	内部質保証会議	済
2	内部質保証	大学協議会規程の改正(内部質保証の役割の明確化)	内部質保証会議	対応中
3	内部質保証	自己点検・評価の客観性・妥当性の確保	内部質保証会議	対応中
4	内部質保証	教員の学位・業績等の公表	看護	済
5	内部質保証	内部質保証会議規程の改正(附置・事務組織の追加)	内部質保証会議	済
6	内部質保証	【改善】 内部質保証システムの機能化	内部質保証会議	済
7	内部質保証	CPの見直し ※18にも関連	看護、教育、通信、研究科	対応中
8	内部質保証	学習成果の評価方法 ※21にも関連	看護、教育、通信、研究科、教学部	対応中
9	内部質保証	DPとCPの整合性	看護、教育、通信、研究科	対応中
10	教育課程・学習成果	CPと教育課程の整合性	看護	済
11	教育課程・学習成果	キャリア教育科目の設定、配当年次等の工夫	看護	済
12	教育課程・学習成果	コースワークの必要性及び教育課程の検討	研究科	対応中
13	教育課程・学習成果	シラバスの明記(アクティブラーニングに関する内容)	看護、教学部	済
14	教育課程・学習成果	研究科ハンドブックへの明記(既修得単位)	研究科、教学部	済
15	教育課程・学習成果	成績証明書へのGPAの記載	教学部	済
16	教育課程・学習成果	学習成果の測定結果の活用方法	看護、教育、通信、研究科、教学部	対応中
17	教育課程・学習成果	【改善】 DPの見直し	看護、教育、通信、研究科	済
18	教育課程・学習成果	【改善】 CPの見直し ※7年目と同様の指摘	看護、教育、通信、研究科	—
19	教育課程・学習成果	【改善】 履修登録単位数の上限の見直し	教育、教学部	済
20	教育課程・学習成果	【改善】 学位論文審査基準の見直し	研究科、教学部	済
21	教育課程・学習成果	【改善】 学習成果の可視化	看護、教育、通信、研究科、教学部	—
22	学生の受け入れ	APの見直し	看護、教育、通信、研究科、教学部	対応中
23	学生の受け入れ	定員管理のあり方の検討	通信	対応中
24	学生の受け入れ	入試方式検討のためのデータ収集	入学センター、教学部	対応中
25	学生の受け入れ	【改善】 編入学の定員管理 ※7年目と同様の指摘	教育、入学センター	対応中
26	学生の受け入れ	【是正】 教育学部の定員管理	教育、入学センター	対応中
27	教員・教員組織	求める教員像の見直し	看護、教育、研究科	対応中
28	教員・教員組織	教員組織の編制方針の見直し	看護、教育、研究科	対応中
29	教員・教員組織	適正な領域の教員配置	看護	済
30	教員・教員組織	FDに関する基本方針の策定	教学部	対応中
31	教員・教員組織	【改善】 教育能力の向上に関するFDの実施	看護、教育、教学部	対応中
32	学生支援	組織的な支援体制の整備(補習教育・補充教育)	看護、教育、内部質保証会議	対応中
33	教育研究等環境	ネットワーク環境及び情報通信技術機器の整備	教学部、管理部	対応中
34	教育研究等環境	研究倫理体制の検討及び研究倫理審査要項の作成	看護、教育、研究科	済
35	大学運営	昇格基準の明確化	総務部	対応中
36	大学運営	大学運営に関する適切性の自己点検・評価	大学協議会、内部質保証会議	対応中
37	財務	競争的資金等の獲得の取り組み	看護、教育、総務部	対応中
38	財務	【是正】 中長期の財政計画の策定及び財政基盤の確立	総務部、管理部、経理・財務部、教学部、入学センター、通信	対応中

序章

学校法人弘徳学園（旧名称、学校法人近畿大学弘徳学園）は、2004年4月に学校法人近畿大学から分離独立し、近畿大学豊岡短期大学、同通信教育部、及び近畿大学豊岡短期大学附属幼稚園を擁して新しく設立した。

その後、学校法人近畿大学弘徳学園は2007年4月に近大姫路大学看護学部看護学科を擁して4年制大学として開学し、2008年には教育学部こども未来学科、同通信教育課程を開設した。

2016年4月には学校法人近畿大学弘徳学園を学校法人弘徳学園に名称変更、及び近大姫路大学を姫路大学、さらには近畿大学豊岡短期大学を豊岡短期大学に名称変更した。2016年8月に姫路大学大学院が設置認可され、2017年4月に姫路大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程を開設し、2018年11月には姫路大学看護学研究科の博士後期課程が認可され、2019年4月に姫路大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程を開設し、今日に至っている。

我が国の人口は、今後長期的に減少し、少子高齢化が急速に進むことが予測されており、人口構造の変化は、社会に大きな影響を与えるものと考えられている。また、グローバル化の進展、情報通信技術による社会的な変化は、これまでに培った知識だけでは対応が困難となっている。そのため、大学教育に期待がよせられている。

社会から大学に求められていることのひとつは、常時変化していく社会の中で、多様な知識を持つ学生を有為な人材として送り出すことを可能とする教育活動を展開することであり、即戦力としての人材を養成することである。

したがって、大学の理念・目的に沿った人材養成のあり方を明確にし、学生に対する教育活動全体の質保証を第一義的に担っていく必要がある。そのため、「内部質保証」

（Internal Quality Assurance）を適切に機能させ、PDCAサイクル手法を用いることにより教育研究活動の質の向上を図り、学生の学修環境の充実と学習成果の向上につなげていくことが重要である。

さて、第3期認証評価での大学評価（認証結果）結果は、2020年度に大学基準協会より大学基準に適合していると認定されたものの、改善課題、是正勧告を含む指摘が数点附された。各指摘事項については、教育改善・内部質保証会議を中心に、PDCAサイクルを機能させ改善に向けた取り組みを行っている。現状の取り組みを今回の自己点検・評価報告書に反映させている。

今回の自己点検・評価報告書の作成にあたり、上記の内部質保証の体制整備をはじめとした点検・評価を行い、本学の掲げる理念・目的の達成のために、全学一体となって、点検・評価報告書の作成を進め、教育研究活動の質の向上を図っていく。

基準 1 理念・目的

基準 1 は認証評価にて指摘がなかったため、点検・評価を行わなかった。

基準 2 内部質保証

No.1：内部質保証の手續に記載されている「学部教育改善検討会」は現在存在しない会議体であるため、現状に合わせて見直すことが求められる。済

<本学の対応>

大学ホームページで公表している「内部質保証の手續」に、現在存在していない会議体を現状に合わせて見直した。具体的には、「学部教育改善検討会」を削除した。

No.2：「姫路大学協議会規程」の審議事項に内部質保証に関する定めがない。今後は、内部質保証に関わる組織としての位置づけや役割、権限・責任等を規程に明記し、内部質保証における「教育改善・内部質保証会議」及び「自己点検・評価委員会」との役割分担を明確にするよう改善が望まれる。対応中

<本学の対応>

「姫路大学協議会規程」の審議事項に内部質保証に関する定めについては、令和 2 年 11 月 1 日に、審議事項（1）大学評価及び内部質保証に関する事項を追加し改正している。また、「教育改善・内部質保証会議」及び「自己点検・評価委員会」との役割分担について、適切な役割分担の精査及び文言を検討しており、令和 4 年度中に明確にする予定である。

No.3：自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するために、法人評議員会の評議員（学外者）及び法人が契約するシンクタンクから意見を聞く機会を設けている。ただし、評議員は法人が設置する学校を卒業した者及び法人に関係のある学識経験者であり、より客観性・妥当性を確保するためには、学外者による意見聴取のあり方について検討することが望まれる。対応中

<本学の対応>

自己点検・評価の客観性・妥当性の確保については、引き続きシンクタンクから意見を聞く機会を継続している。認証評価時には、評議員（学外者）からも意見を聞く機会を設けたが、大学基準協会より、評議員は法人に関係のある学識経験者となるため意見聴取の在り方について検討する旨の意見が附されたため、他の客観性・妥当性の確保の方法については現在検討しており、令和 4 年度中に明確にする予定である。

No.4：教育研究活動の公表について、看護学部教員で学位や業績等が公開されていない者がいるなど一部に不備が認められるため、適切に公表することが望まれる。済

<本学の対応>

教育研究活動の公表については、認証評価時には不備があったが、現在は看護学部、教育学部の全教員の学位、業績等を公表している。

No.5：「教育改善・内部質保証会議」を中心とした現在のシステムに関しては、実際に運用しながら見直しをしており、具体的には、「姫路大学教育改善・内部質保証会議規程」に、審議事項として図書館、「健康・教育実践研究センター」及び事務組織についての事項を追加すべく検討を進めている。済

<本学の対応>

「姫路大学教育改善・内部質保証会議規程」第3条の審議・実施事項に（4）図書館、事務組織、附置研究所単位の質保証に関する事項を追加し、会議を運用しながらその都度見直しを行っている。

No.6：前回の大学評価で指摘を受けた事項について、「自己点検・評価委員会」のもとで改善に取り組んできたものの、いまだ対応が十分に行われていない事項が見受けられ、2019（令和元）年度に新しく構築した「教育改善・内部質保証会議」を中心とする内部質保証体制においても、改善に至っていない。組織的な改善の仕組みが機能しているとはいいがたいことから、同会議のもとで内部質保証システムを機能させていくよう改善が求められる。済

<本学の対応>

令和3年度教育改善・内部質保証会議については、年度当初に年間計画を策定し、計9回、恒常的に会議を開催した。各学部の取り組むべき課題を情報共有し、改善に向けた取り組みを行っている。今後は、人事異動等でPDCAサイクルの機能が停止しないように、質保証のためのPDCA様式を共有し、継続的な質保証のシステムを構築していく。

No.7：教育課程の編成・実施方針に関しては、前回の大学評価において、教育内容・方法に関する基本的な考えを示すように指摘を受け、2020（令和2）年度に改正を行った。その結果、教育課程の体系や教育内容、授業科目区分に関しては学部・研究科とも方針として定められたが、授業の実施方法に関する記載はされていないため、改善が求められる。対応中

<本学の対応>

「授業の実施方法」に関する記載を行うことを含む教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）全体の見直しについては、教育改善・内部質保証会議で審議を行った。変更後の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、令和4

年度より運用していく。

【看護学部】

学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、看護師指定規則の単位数を満たすと共に、改定した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた力を養うための教育課程を新たに編成した。教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）には授業の実施方法に関する記載として、「授業は講義、演習、実習を組み合わせた方法で展開する。講義では、テキストと共に視聴覚教材を用いつつ知識を理解させる。また、講義に先立つ事前学習や課題としての事後学習を提示し、授業外での自己学習の促進を図る。演習では、単独あるいはグループワークで思考訓練を行い、主体的な課題解決へと導く。併せて、シミュレーションやペーパーペーシェントによって看護技術や看護過程の展開を経験させ、実習に繋げる。実習では、これまでに獲得した知識・技術・思考力を総合的に活用し、臨地での体験と共に記述による思考の整理と討論を交えながら看護を体得させる。加えて、自己・他者評価や個人面談によって内省的考察へと導く。」と明記した。

【教育学部】

学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に、授業の実施方法に関する記載を以下のとおり行っている。「授業は講義、演習（実技・試験など）、学外実習（教育実習、保育実習など）、少人数での専門教育・卒業研究を通して、能動的な学修の取り組みにより、自己課題の克服や保育・教育に必要な資質能力の伸長に努める。講義では、テキストと共に ICT 関連機器を活用し知識や技能の修得を図る。また、講義に先立つ事前学習や講義後における課題等の事後学習を提示し、授業外での自己学修の促進を図る。演習では、単独もしくはグループで思考力を高め、主体的な課題解決へと導き、実践的な実習へ繋げる。実習では、これまでに獲得した知識・技能等を総合的に活用し、自己課題の克服や保育・教育に必要な資質能力の伸長に努める。」と明記した。

【通信教育課程】

通信教育課程の CP に実施方針に関する記載は、「必要な専門知識に関して理論と実践を統合しながら学べるよう設定」としている。

【看護学研究科】

授業の実施方法に関する記載については、博士後期課程が完成年度を迎えたことから令和 4 年度に検討をしていく。

No.8：学位授与方針に示した学習成果を具体化したうえで、学習成果をどのように評価するのかといった評価のあり方についても明記するなど、充実させることが望まれる。

対応中

<本学の対応>

全学学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を修正し、策定したのち全教職員、学生に

周知を図っていく。また、全学学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の修正に併せて、姫路大学アセスメントポリシーを策定し、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部）、科目レベル（授業科目）の3つのレベル毎に評価を行うことを検討している。

【看護学部】

看護学部では、新たに策定した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を基に、令和4年度からの新カリキュラムを構成している。新カリキュラムに併せてカリキュラムマップを作成し、各授業科目と7つの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との繋がりを確認した。配置した科目を修得していくことで、卒業時には学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定めた能力が身に付くように科目を構成している。また、科目の評価として、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に「学習成果は、各科目の到達目標に対する到達度で評価する。評価方法は定期試験、小テスト、レポート、プレゼンテーションおよび観察とし、評価基準を基に評価する。」と記載し、評価の在り方を明記した。なお、レポート、プレゼンテーションおよび観察の評価基準には、ルーブリック表を作成し、活用することになっている。

【教育学部】

教育学部では、新たに策定した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を基に、成績評価においてはルーブリック評価を検討している。評価方法は定期試験、小テスト、レポートの他、グループワークやディスカッション及びプレゼンテーション等の活用による主体的学修姿勢により、生涯学び続ける能力と姿勢を身につける。

【通信教育課程】

学習成果は、印刷科目のレポート、科目試験の実施、面接科目の単位取得を経て、教育実践に関する科目「教育実習（幼・小・養護）」へと進み、「教育実習事後指導（幼・小・養護）」で総まとめを行う。その評価に関しては学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った評価を行っている。

No.9：教育課程の編成・実施方針は学位授与方針との連関を意識して策定したとされるが、学位授与方針が抽象的な記述にとどまっていることもあり、看護学部、教育学部及び教育学部通信教育課程において、これらの方針に整合性があるとはいえない。学位授与方針として学生が身につける必要のある資質・能力を明示したうえで、教育課程の編成・実施方針との整合性についても検討することが望まれる。対応中

<本学の対応>

今年度、各学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の見直しを行っており、今後、通信教育課程においては検討していく。

【看護学部】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を見直し、学生が身につける必要のある資質・

能力を明らかにするよう改訂した。学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の整合性を検討するため、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを作成し、科目名や科目概要等を修正した。

【教育学部】

令和3年度中に学生が身につける必要のある資質・能力を学位授与方針に明示した。令和4年度に、現在の教育課程におけるカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを作成し、今後の新カリキュラム施行に備えて検証を行う。

【通信教育課程】

上記のとおり、令和4年度より通学課程の運用に伴い、今後、通信教育課程の検討を行っていく。

基準3 教育研究組織

基準3は認証評価にて指摘がなかったため、点検・評価を行わなかった。

基準4 教育課程・学習成果

No.10：看護学部の「共通教育科目」について、『学修便覧』に掲載した教育課程の編成・実施方針では、「『共通教育科目』は、幅広い教養を身につけることを目指して多くの履修科目を設置し、（中略）多年次にわたって履修できるよう配置している」と記述されているものの、同便覧に掲載した授業科目の一覧においては、配当年次は1年次のみとなっている。1年次に履修できなかった学生については、2年次から4年次までに履修することが可能としているが、方針に記述したような多年次にわたって段階的に配置している状況とはいいがたいため、教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性について検討することが望まれる。済

<本学の対応>

【看護学部】

今年度、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を見直したことにより、令和4年度からの新たな編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と教育課程は整合性があうように修正している。

No.11：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、看護学部では、1年次後期に「キャリア設計」を配置しているものの、看護師免許の取得にとどまらない卒業後のキャリア開発につながるように、科目設定や配当年次等のより一層の工夫が望まれる。済

<本学の対応>

【看護学部】

1年次後期に配置した「キャリア設計」の学習内容を見直し、看護師免許の取得にとどまらない卒業後のキャリア開発につながるよう、専門職としての看護師という資格を活かして、キャリアをどのように積んでいくのかをイメージ化し、生涯学習へと繋げる内容とした。

No.12：博士後期課程を有していることから博士前期課程では研究に関する科目が重要となるが、該当する科目は「共通科目」の「看護研究方法論」2単位（30時間）のみであるため、多様な研究法を修得するために、コースワークとして必要な時間を保証することが望まれる。**対応中**

<本学の対応>

【看護学研究科】

多様な研究法を修得する方法については、博士後期課程が完成年度を迎えたことから令和4年度に検討をしていく。

No.13：授業形態の工夫に関して、看護学部ではアクティブラーニングの実施やシミュレーション教材及びモデル人形を用いた授業を採り入れているとしているが、シラバスにもあらかじめ明記することが望まれる。**済**

<本学の対応>

【看護学部】

グループワークを用いたアクティブラーニングや、シミュレーション教材及びモデル人形を用いた授業を採り入れていることに関する内容をシラバスに明記した。

No.14：既修得単位の認定について、当該制度は、各学部の『学修便覧』に掲載しているものの、研究科に関しては『研究科ハンドブック』への掲載がない。再入学の制度を設けていることから、既修得単位認定制度について明示し学生及び教職員に周知することが望まれる。**済**

<本学の対応>

認証評価の指摘を受け、既修得単位の認定については、令和3年度より研究科ハンドブックに反映させている。

No.15：学部の成績評価に関して、国外への留学のためにはGPAの記載された成績証明書の提出が求められるため、今後の検討が望まれる。**済**

<本学の対応>

認証評価受審時は英文の成績証明書のみをGPAを表記していたが、和文の成績証明書

においても対応した。

No.16：学習成果の測定についてはこれからの課題としているが、測定した結果を教育課程及びその内容、方法の改善にどのように活用するのかについても明確にすることが望まれる。対応中

<本学の対応>

全学学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の修正に併せて、姫路大学アセスメントポリシーを策定し、学習成果の測定を行う予定である。その後、測定結果を確認し、教育課程及びその内容、方法の改善に取り組んでいく。

【看護学部】

学習成果の評価によって得られた結果は、今後の教育課程及びその内容、方法の改善に繋げていく。看護教育課程検討委員会で結果を評価し、改善策を検討していく。

【教育学部】

学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて設定された各授業科目の達成目標について、シラバスに記載した評価方法に基づいて適切に学習評価を実施している。また、学習評価については学生に対して評定及び素点、GPA を公表することで自己評価を促すとともに進路指導にも活用している。授業評価については全講義終了時に全学生にアンケートを実施し、担当教員がそのデータ分析から成果及び課題を顕在化し、学部で集約を行っている。ただし、その課題に対する検討は、担当教員の講義内容・方法の改善等に委ねられており、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成という観点で考えると不十分である。来年度、教職センター（仮）での課題の集約、分析を見据えたプロセスの構築を検討し、教育課程の改善に繋がる評価の活用が実施できるように対応する。

【通信教育課程】

学習成果の確認は毎年、通信教育課程の代議員会にて卒業判定会議を実施し、行っている。学生が取得した科目によっては他の科目より評価平均値の低いものがある場合には、担当教員にフィードバックし、学生にしっかりと教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が身につくよう改善を求めていると考えている。

【看護学研究科】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した学習成果については、具体的な測定方法や指標が定まっていないとの指摘であったが、研究科においては、総合的には修士論文及び博士論文の審査がそれにあたると考える。科目においては、博士前期課程の「英書講読」、博士後期課程の「看護学研究特論Ⅱ」での学習成果は、国内外の学会への投稿・発表等により測定する。学位授与方針に対応した測定方法については今後の検討課題である。

No.17：看護学部、教育学部通学課程、教育学部通信教育課程及び看護学研究科博士前期課程では、学位授与方針に、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果を具体的に示していないため、改善が求められる。対応中

<本学の対応>

【看護学部】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、学習成果が具体的に示せるような内容に改訂した。修得すべき知識、技能、能力を、①幅広い視野と多言語を理解する力、②看護の根拠となる知識、③確かな倫理観に基づいたヒューマンケアリングの基礎的能力、④看護の専門分野における基礎的知識と技術、⑤保健・医療・福祉に関して多角的にアセスメントしながら、携わる多職種と連携、協働できる力、⑥国や地域の文化の相違を踏まえて、看護者として地域社会及びグローバルな社会で活動できる力、⑦専門職として看護の総合的知識と実践力を持ち、自己研鑽を積みながら社会に貢献できる力とし、この7つの能力を身につけ、所定の単位を修めた者に「学士（看護学）」の学位を授与することとした。

【教育学部】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、建学の精神に則り以下の7つの資質・能力を身につけた者に対して授与することとしている。①社会人としての幅広い視野と知見、②保育・教育に係る基礎的知識、③保育者・教育者として必要な倫理観や態度とともに保育・教育に対する強い使命感や責任感、④保育・教育に係る専門的な指導力（保育力・授業力・学級経営力等）、⑤職場や地域等において他者と協働できる社会性やコミュニケーション能力、⑥協力して教育的課題を解決するために必要な教育的実践力、⑦専門職として保育・教育の総合的知識を持ち、自己研鑽を積みながら社会に貢献できる力とし、所定の単位を修めた者に「学士（教育学）」の学位を授与することとした。

【通信教育課程】

教育学部（通信教育課程）は、教育専門職になる強い意欲と意志を持った意欲のある人材の育成を目的としており、教育職員免許法、指定保育士養成施設の運営の基準等を含めた教員、保育士等の資格を総合カリキュラムに統合し、学士（教育学）の学位を授与している。本通信教育課程では、「教育に携わる専門分野の基礎的な知識を身に付けていること。教育現場における様々な課題に対して、臨機応変に適切な対応ができる力を身に付けていること。公共的責任感や倫理観を育み、知識と能力を社会に還元し、教育職業人としての模範となる姿勢を身に付けていること。」を学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）としており、学修便覧やホームページにおいて明示している。

【看護学研究科】

博士前期課程として当該学位にふさわしい具体性のある学習成果を示す改善が求められるとの認証評価の指摘を踏まえ、前期課程の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の検討を開始し、令和3年3月18日開催の大学協議会において、「博士前期課程では、高度な看護実践職業人として次の能力を身につけた者に修了を認定し学位を授与する。①人々の

健康課題について、理論をもとに科学的に探究でき、研究に関する基礎的能力を身につけている。②人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、自己の専門分野を活かし、人々の健康改善・増進に寄与する能力を身につけている。③あらゆる健康レベルにある人々を包括的に捉え、保健・医療・福祉の場においてリーダーシップを発揮し、高度な看護実践ができる能力を身につけている。」について審議した。この審議を経て、大学 HP 及び院生ハンドブックなどを変更した。なお、博士後期課程においては、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は習得すべき能力等が具体的に定められており適切との評価を受けている。

No.18：教育課程の編成・実施方針に、看護学部、教育学部通学課程、教育学部通信教育課程、看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程では、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。

※No.16 と重複のため記載を省略する。

No.19：教育学部では、1年間に履修登録できる単位数の上限が56単位と高く、更にこの単位数に含まない実習単位科目が設定されていることから、実質的にはそれ以上の履修を認めている。これにより実際に上限を超えて多くの単位を履修登録する学生が相当数おり、取得希望の資格や免許に応じて各学年で必要な科目の履修モデルを示しているものの、単位の実質化を図る措置は不十分であるため、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。済

<本学の対応>

【教育学部】

両学部とも履修規程の見直しを図る。50単位を上限として、令和3年度中に大学協議会で審議し、令和4年度より施行が決定している。

No.20：看護学研究科では、博士前期課程と博士後期課程それぞれで学位論文審査基準を定めているものの、内容がほぼ同一であるため、改善が求められる。済

<本学の対応>

【看護学研究科】

指摘事項をふまえ、博士前期課程及び後期課程の学位論文審査基準について検討を行った。博士前期課程については現行の基準で引き続き実施することとし、博士論文の審査基準については、「学術的価値・実践的な有用性」「研究計画・方法の妥当性」「研究活動の公正性」「研究の独創性・新規性」「論理性・一貫性」の観点から10項目の審査基準を定め改善を図った。

No.21：通信教育課程を含む学部・研究科において、学習成果の把握に努めているものの、学位授与方針に示す学生の学習成果に関しては、測定方法や評価指標が決められていない。今後は、学位授与方針に示した修得すべき知識、技能、態度等を明確にしたうえで、測定方法や評価指標を策定し、多角的かつ適切に測定を行うよう改善が求められる。

※No.16 と重複のため記載を省略する。

基準 5 学生の受け入れ

No.22：全学、学部・研究科の全ての学生の受け入れ方針には、意志や意欲が示されているのみであり、入学前の学習歴、学力水準、能力等が示されていないため、明記することが望まれる。対応中

<本学の対応>

今年度、各学部の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に、「入学前の学習歴」「学力水準、能力」に関する記載を行うことを含む方針全体の見直し及び修正を行った。令和4年度よりこの方針に基づいて学生の受け入れを行う。

【看護学部】

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）については、入学前の学習歴、学力水準、能力等が含まれるように改訂した。「知識」、「思考力・判断力・表現力」、「態度」を兼ね備えた学生を入学者として受け入れることとし、「知識」では、高等学校での教育課程を修得している人、国語、数学、生物の学習歴がある人、基礎的な英語力を身につけている人、自然科学や様々な文化、社会に関する基礎的な知識を身につけている人、「思考力・判断力・表現力」では、知識や経験をもとに、自己の考えを表現できる人、「態度」では、社会規範を重んじ、他者と協力して行動できる人、人々の生命や健康に対して広く関心を持ち、看護の専門職者を目指す意欲がある人、努力を惜しまず、課題に自ら主体的に取り組む意欲がある人と明記した。さらに、入学試験科目との整合性を確認し、調整した。

【教育学部】

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）については、以下に示す「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的態度」を兼ね備えた学生を入学者として受け入れると改訂している。「知識・技能」では、高等学校卒業までの学力を有する人、保育・教育に必要な語学（国語・英語）、数学、社会、理科、音楽等に関する基礎的な知識・技能を有する人、「思考・判断・表現」では、保育・教育を目指す考えを持っている人、知識や経験をもとに自分の考えを表現できる人、「主体的態度」では、人に対して親身に接する態度や協働する力のある人、保育・教育の専門職を目指す意志や自ら学ぶ意欲がある人と明記した。また、入学前の学習歴、学修水準、能力等の確認のために、各分野（国語・数

学・理科・社会・英語など)の問題を解答させて後日フォローアップ講座として問題解説の授業を行っている。

【通信教育課程】

通信教育課程の学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、

- ・教育専門職になる強い意欲と確固たる意志を持ち、教育者として社会に貢献するという向上心を持ち、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、保育士を目指す人。
- ・教育に関する幅広い分野に興味を持ち、将来その分野で活躍する意欲のある人。
- ・図書館司書、学校図書館司書教諭、学芸員として地域社会に貢献できる人材として活躍する意欲のある人。

と定めており、入学する学生の取得希望免許資格、経歴も様々であるため、一様に入学前の学習歴、学力水準、能力等を示すことが出来ないが、指摘の項目については検討していく。

【看護学研究科】

学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)については、意志や意欲が示されているのみとの指摘があり、入学前の学習歴、学力水準、能力等が示されていないため、明記することが求められている。これについても今後、検討が必要である。

No.23：教育学部通信教育課程においても、入学定員に対する入学者数は年々減少傾向にあり、同課程の編入学定員に対する入学者数についても毎年変動が大きいことから、通信教育課程における定員管理のあり方について検討することが望まれる。対応中

<本学の対応>

【通信教育課程】

通信教育課程の特徴として、社会人の学びなおし、キャリアアップのための免許資格取得のみ希望などがあり、正課生として入学する以外にも科目等履修生が多数を占めていることもあり、定員(正課生)管理は長年の課題である。

No.24：学生の適性や能力をさまざまな観点から判定することを目的として、多様な入試方式を導入していることに鑑みて、学生生活の充実度や進路等に関する追跡調査の実施等についても検討を行うことが望まれる。対応中

<本学の対応>

令和3年度に学生の学習成果の評価を行うことを目的に、アセスメントポリシー(案)を策定した。すなわち、期間レベル(大学)、教育課程レベル(学部)、科目レベル(授業科目)で評価を行うこととし、入学前・入学時及び卒業時・卒業後の評価についてもそれぞれのレベルで実施することを予定している。今後は、各評価項目から得られたデータを活用し、各入試方式の検討を行っていく。

No.25：教育学部の編入学については、通学課程では定員 10 名に対し過去 5 年間の入学者数は 0 名から 3 名を推移しており、過去 5 年間の編入学生数比率が 0.12 と低い。前回の大学評価においても指摘した事項であるにもかかわらず、改善に向けた具体的な対策がとられていないことから、定員管理を徹底するよう、改善が求められる。対応中

<本学の対応>

教育学部の編入学の定員管理について、認証評価時の過去 5 年間の編入学生数比率は 0.12 であった。令和 4 年度入試で編入学生が 3 名入学予定であり、2018（平成 30）年度から 2022（令和 4）年度の過去 5 年間の編入学生数比率は 2.4 となっており、少なからず改善傾向にあるが、依然として比率は低く留まっている。来年度に向けて、大学案内への編入学ページの充実、SNS での編入学生の就職情報の掲載等、新たなアプローチ方法を模索中である。また、入学実績のある短期大学に大学案内等の送付を継続し、近辺の高校訪問にも尽力していく。

No.26：教育学部こども未来学科で過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が 0.61、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.60 と低く、学士課程全体の収容定員に対する在籍学生数比率も 0.84 と低いため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。

対応中

<本学の対応>

【教育学部】

教育学部の現状分析を行うため、教育学部と入学センター、教務・学生・厚生課（就職支援係）等と連携していく。戦略的に高校訪問を行い、学部の活動状況や様子をホームページ、SNS 等で発信していく。

基準 6 教員・教員組織

No.27：学部・研究科の求める教員像は、教育目的を理解し、教育・研究活動の発展に寄与できる教員と抽象的に述べられているにすぎず、理念・目的を実現するためにどのような教員を求めるのかを具体的に示すものとなっていない。対応中

<本学の対応>

【看護学部】【教育学部】

今年度、教育改善・内部質保証会議において各学部の求める教員像の検討を行ったが明示には至っていない。今後、3つのポリシーとの整合性を考慮して、検討していく。

【看護学研究科】

大学院担当教員として求められる教員像は、研究科の教育目標、3つのポリシーなどの方針を理解し、それに基づく教育や学生支援に寄与できる人材であり、自己の研鑽を日々

積み重ね、たゆまぬ努力ができる人材である。そのために、入学時オリエンテーションの参加を必須とし、大学院の方針を理解するとともに、研究科の一員として自己の研究能力を発展・進化できるよう求めているが、明示にまでは至っていない。明示については、来年度に行う。

No.28：教員組織の編制方針においては、3つの方針に基づく教育や学生支援の実現に必要な教員組織を編制することが記述されているものの、3つの方針に基づいて学生に体系的・効果的な教育を実施するための具体的な教員編制を示すものとはいえない。対応中

<本学の対応>

【看護学部】【教育学部】

今年度、教育改善・内部質保証会議において各学部の教員組織の編成方針の検討を行ったが明示には至っていない。今後、3つのポリシーとの整合性を考慮して、検討していく。

【看護学研究科】

博士前期課程及び博士後期課程の教員組織の編成方針について検討を始め、文部科学省の大学院設置基準に則った専任教員を配置するとともに、研究科の教育目標、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）などの各種方針に基づく教育や学生支援の実現に必要な教員組織となるよう、博士前期課程、後期課程ともに4項目ずつ作成し、令和3年3月18日開催の大学協議会において審議した。

博士前期課程は、以下のとおりである。1) 教育力、指導力、研究能力を兼ね備えた高度な看護実践専門職業人を育成することを目的とするため、前期課程を担当する教員の資格は、姫路大学大学院看護学研究科担当教員資格審査規程に定めるとおりとする。2) 専門科目として、「看護教育・看護管理学分野」、「成人・高齢者看護学分野」、「障害児・者支援学分野」、「地域看護学分野」の4分野を配置し、各分野の教育・研究指導を担当する教員は、分野における研究実績や教育実績、臨床現場における経験を有することとする。3) 各分野の教育・研究指導は、教授・准教授を複数配置し、複数の教員体制で実施することとする。4) 共通科目及び専門基礎科目の教員配置は、取得学位や教育歴、研究業績、実務経験等と科目との整合性・妥当性を考慮して行う。

博士後期課程は、以下のとおりである。1) 教育・研究者を育成することを目的とするため、後期課程を担当する教員の資格は、姫路大学大学院看護学研究科担当教員資格審査規程に定めるとおりとする。2) 専門科目として、「成人・高齢者看護学分野」、「障害児・者支援学分野」の2分野を配置し、各分野の教育・研究指導を担当する教員は、分野における研究業績や教育実績、臨床現場における経験を有することとする。3) 各分野の教育・研究指導は、教授・准教授を複数配置し、複数の教員体制で実施することとする。

4) 共通科目の教員配置は、取得学位や教育歴、研究業績、実務経験等を科目との整合性・妥当性を考慮して行う。

No.29：看護学部に関しては、1学年の学生定員を踏まえると、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に照らして、精神看護学領域や公衆衛生看護学領域の教員数を充実させることが望まれる。済

<本学の対応>

【看護学部】

「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に照らし、精神看護学領域の教員を3名、公衆衛生看護学領域の教員を3名に増やし配置した。

No.30：「全学教育改善実施委員会」の協議事項では、「FDに関する基本方針の策定」を定めていることから、FDの実施に関する大学としての方針を明らかにし、FDを推進していくことが期待される。対応中

<本学の対応>

令和3年度より、全学的な教職協働の推進に向けて、全学教育改善実施委員会を改編し、新たに姫路大学全学FD・SD（教育・職務改善推進）委員会を設置した。今年度の活動内容としては、教職員の要望及び各委員からの意見から研修会のテーマを選定し、FD・SD研修会を年5回実施した。本委員会の協議事項においても、FD・SDに係る基本方針に関する事項を定めており、来年度に向けて検討していく。

No.31：FDの実施に関して、看護学部では外部講師を招いた講演会を開催し、教育学部では「学術教育研究会」において各教員が教育研究の内容・実績に関する発表及びそれに基づく討議を行っているものの、両学部とも教員の研究力向上に係るものが多いことから、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発・改善につなげるためのFDを適切に実施するよう、改善が求められる。対応中

<本学の対応>

令和3年度全学FD・SD委員会では、大学全体として以下のFDを実施した。各回のテーマは以下のとおりとし、年5回の研修会を行った。9月は「LGBTQ/SOGIの基礎知識：大学における対応」、10月は「被害者も加害者もつくりたくない！みんなで取組むハラスメント防止」、11月は「近年の高等教育政策の流れを俯瞰し、いま求められている内部質保証の基本」及び「学習成果の可視化」、12月は「大学におけるSDGsの取組みについて」をテーマに実施した。今後は、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発・改善につなげるFDを実施していく。

【看護学部】

教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発・改善につなげるためのFDとし

て、外部講師を招き、「看護教育に生かすルーブリック評価の実践について」の研修会を実施した。

【教育学部】

FD 活動については、教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発・改善につなげるための FD を適切に実施するよう求める認証評価の指摘を踏まえ、以下の取組みを実施し改善を図っている。

①学術教育研究会の実施（年に2～3回）。各自の専門分野における研究方法や研究内容について発表し相互に啓発を図っている。②授業方法の向上に係る取組。新型コロナウイルス感染拡大に伴う遠隔授業の質の向上のため、外部講師を招聘して遠隔授業における主体的な学びをどう保障するのか研修を行っている。また、学部教員の実践事例をもとに学修内容の適正化、到達目標に対する授業方法、主体的な学びを保障する学修展開などについて研修を行っている。③授業評価アンケートの取組。専任教員だけでなく非常勤講師も含め、授業評価アンケートの実施を今後も進めていく。学生からの授業に対する声を真摯に受け止め、より能動的及び主体的に取り組めるよう授業改善を行っている。④学修評価の取組。学修成果の可視化を一層図り、学生自身が身に付けるべき資質・能力の現状を把握し教育課程の改善に繋げている。

基準 7 学生支援

No.32：学生一人ひとりの能力に応じた補習教育・補充教育については、教員が個別にサポートしているのが現状であるため、今後組織的な支援体制の整備が望まれる。対応中

<本学の対応>

補習教育・補充教育については、教員が個別にサポートしている現状であるため、今後は組織的な支援体制の整備が望まれるという認証評価の指摘を踏まえ、他大学の状況を調査し、支援体制の整備を検討していく。

【看護学部】

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に合わせた入学前教育を入試委員会が中心となり策定し、学部全体で実施した。また、卒業時に看護技術の経験が不足している学生に対し、臨地実習委員会が中心となり、実技演習を行い、学生を支援した。

【教育学部】

全教員が科目毎に melly を活用することにより、学生との双方向の質問、疑問に答えられる体制になっている。補習教育・補充教育については、今後の整備が課題である。

基準 8 教育研究等環境

No.33：ネットワーク環境については、公共無線LANに限定されており、今後はアクティブラーニング等に対応したネットワーク環境や情報通信技術機器の整備を課題としていることから、より一層の充実を図ることが望まれる。**対応中**

<本学の対応>

GIGA スクール構想で学習した生徒の入学を想定し、全講義室に無線 Wi-Fi 回線を導入していくことを、検討していく。また、ICT 科目の必修化に伴い、令和4年度より学生用にiPad45台を準備している。

No.34：現在研究倫理体制のあり方について検討を行っている最中であり、各学部・研究科に設置している研究倫理委員会を今後は統合する予定としている。研究倫理審査要項についても、現在、看護学研究科では学部の要項に基づいて審査していることから、今後は研究科の研究倫理審査要項を作成する予定である。これらの見直しを着実に進めることで、研究倫理を遵守した研究活動をより一層推進することが期待される。**済**

<本学の対応>

【看護学部】【教育学部】

令和3年度に全学委員会として、看護学部と教育学部の研究倫理委員会を統合した。

【看護学研究科】

研究倫理審査体制として、看護学部と研究科の倫理審査委員会を統合する予定としていたが、研究科の倫理審査では、大学院生の研究内容まで踏み込まざるを得ないことが多く研究指導の場としている現状から、統合が難しいことが確認された。また大学院生が申請書類を作成し易いよう「研究倫理審査申請書等の記入要領」「研究倫理審査申請のためのチェックリスト」「看護学研究科研究倫理審査要項」など研究科独自の要項などを新たに定め周知を図った。

基準 9 社会連携・社会貢献

認証評価にて指摘がなかったため、点検・評価を行わなかった。

基準 10 大学運営・財務

No.35：副主査以上への昇格の基準は、規程上明確な定めがなく、実際に行われている人事考課も自己申告書による職員の希望事項の掌握や異動時の判断材料としての利用にとどまっている。対応中

<本学の対応>

副主査以上への昇格の基準は、規程上明確に定めていくよう検討中である。

No.36：大学運営の適切性については、大学運営に関する方針に基づき、毎月開催される「大学協議会」において点検・評価するとしているものの、同協議会で点検・評価している内容は主に教学に関する事項であり、事務組織のあり方を含む大学運営に関する適切性の自己点検・評価を十分行っているとはいいがたいため、今後は適切に実施することが望まれる。対応中

<本学の対応>

認証評価時、大学運営の適切性については、大学運営に関する方針に基づき、大学協議会において点検・評価するとしていたが、過去の大学協議会において事務組織のあり方を含む大学運営に関する適切性の自己点検・評価を行っているとはいいがたいとの意見が附された。事務組織のあり方の検討については、点検・評価する会議体を再度精査する必要がある。今後、教育改善・内部質保証会議で審議を行っていく。

No.37：外部資金については、科学研究費等補助金の獲得に向け、応募要領に関する説明会を開く支援を行っており、実績は低く推移しているが、継続課題を含む取扱課題数は、増加傾向にある（『点検・評価報告書』77頁）。今後も、競争的資金の獲得及び産官学連携による共同研究・受託研究費等の獲得に向けた継続的な取組みが望まれる。対応中

<本学の対応>

今後も、競争的資金の獲得及び産官学連携による共同研究・受託研究費等の獲得に向けた継続的な取組みを実施していく。今年度は、科学研究費申請と獲得者増に向けて、研究会を開催した。近年、新たに科研費を獲得した教員と採否評価者から助言を得る機会を作った。

No.38：「要積立額に対する金融資産の充足率」は、2015（平成27）年度以降、急激に減少しており、「事業活動収入（帰属収入）に対する翌年度繰越支出超過額（翌年度繰越消費支出超過額）の割合」は漸増傾向にあり、教育研究の持続性が危ぶまれることから、「経営改善委員会」が決定したグランドデザインに基づく適切な中・長期の財政計

画を早急に策定し、財政基盤の確立に向けた取組みを着実に実行するよう是正された
い。対応中

<本学の対応>

経営改善計画（案）を策定しており、その計画（案）の内容を精査し計画を実施するよ
うに進めていく。